

高齢者虐待防止に関する指針

医療法人徳洲会
介護老人保健施設しんかま

(虐待の防止に関する基本的考え方)

第1 高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行わない。

【高齢者虐待の内容】

①身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

②介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

③心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

⑤経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

⑥身体拘束禁止規定と高齢者虐待

介護保険施設等では、利用者本人や他の利用者等の生命や身体を保護する為に「緊急やむを得ない」場合を除いて、身体拘束その他の行動制限は禁止である。

身体拘束は原則すべて高齢者虐待に該当する。

(高齢者虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項について)

第2 虐待発生防止に努める観点から、「高齢者虐待防止委員会」を組成する。

なお、本委員会の運営責任者は施設長とし、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 高齢者虐待防止委員会は、毎月1回開催する。

3 委員会の構成メンバーは、管理者を含む幅広い職種で構成する。

4 高齢者虐待防止委員会の議題は、担当者が定める。具体的には、次のような内容について協議するものとする。

①高齢者虐待防止委員会その他の組織に関すること

②虐待防止のための指針の整備に関すること

③虐待防止のための職員研修の内容に関すること

④虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

⑤職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関するこ
と

⑦再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(虐待の防止のための職員研修に関する基本方針)

第3 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適
切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底する。

2 実施は、年2回以上行う。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施す
る。

(虐待又はその疑い(以下、「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法に関する基本方針)

第4 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努め
る。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の
如何を問わず、厳正に対処する。

2 また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と
生命の保全を優先する。

(虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項)

第5 職員が利用者への虐待を発見した場合、所属長または担当者に報告する。

虐待者が担当者本人であった場合は、管理者に相談する。

2 担当者は、相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合に
は、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行
った当人に事実確認を行う。虐待者が担当者の場合は、管理者が代行する。

また、必要に応じ、関係者から事情を確認する。これら確認の経緯は時系列で概要を整理し
速やかに市に通報しなければならない。

3 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改
善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。

4 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、高齢者虐待防止委員会にお
いて当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知す
る。

5 虐待を行った者へは、対応の改善を求め就業規則等に則り必要な措置を講じる。

(成年後見制度の利用支援に関する事項)

第6 利用者又はご家族に対して、施設支援相談員は利用可能な成年後見制度について説明
し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

(虐待等に係る苦情解決方法に関する事項)

第7 虐待等の苦情相談については、担当者は寄せられた内容について施設管理者に報告す
る。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、施設管理者に相談する。

2 相談窓口へ寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が
生じないように、細心の注意を払う。

3 対応の流れは、上述の「第5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとする。

4 相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

(入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項)

第8 入所者等は、いつでも本指針を閲覧することができる。また、施設ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とする。

(その他虐待の防止の推進のために必要な事項)

第9 第3に定める研修会のほか、各地区社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図る。

附則

この指針は、2022年4月1日より施行する。